

大田市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第21号

大田市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

大田市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成19年大田市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「、同法第66条」を「又は同法第66条」に改め、「又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。